

「水循環政策本部幹事会の開催について」の一部改正について

〔令和 6 年 4 月 2 日〕  
水循環政策本部決定案

水循環政策本部幹事会の開催について（平成26年 7 月18日水循環政策本部決定）  
の一部を次のように改正する。

第二項中「厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官」を「厚生労働省大臣  
官房総括審議官」に改める。

(案)

## 水循環政策本部幹事会の開催について

平成26年7月18日  
水循環政策本部決定  
平成28年3月28日  
一部改正  
令和2年6月15日  
一部改正  
令和6年4月2日  
一部改正

1. 水循環政策本部における水循環基本計画の案の作成、同基本計画に基づく施策の実施の推進並びに水循環施策の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に資することを目的として、関係行政機関の連携を図るため、水循環政策本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。
  - 議長 内閣官房副長官補（内政）
  - 副議長 内閣官房水循環政策本部事務局長
  - 構成員 内閣府政策統括官（防災担当）
  - 警察庁警備局長
  - 総務省地域力創造審議官
  - 法務省民事局長
  - 外務省地球規模課題審議官
  - 財務省大臣官房総括審議官
  - 文部科学省官房長
  - 厚生労働省大臣官房総括審議官
  - 農林水産省農村振興局長
  - 林野庁長官
  - 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長
  - 国土交通省水管理・国土保全局長
  - 気象庁長官
  - 環境省水・大気環境局長
  - 防衛省防衛政策局長
3. 幹事会の庶務は、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房水循環政策本部事務局において処理する。
4. 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。